

ダム建設功績者表彰規程及び ダム建設功績者選考運用方針

一般財団法人日本ダム協会

一般財団法人日本ダム協会ダム建設功績者表彰規程

昭和 56 年 4 月 15 日制定
(令和 4 年 7 月 6 日最終改正)

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本ダム協会定款第 3 条に定める目的を実施するため、ダム及び河口堰その他の水資源開発施設（以下「ダム等」という）の建設事業の推進にあたって顕著な功績のあった個人又は団体を表彰し、功績をたたえるとともに、ダム等の建設事業の推進に寄与することを目的とする。

(表彰の区分)

第 2 条 表彰は、次の五区分とし、表彰事績基準表に定める基準に該当した場合に行う。

- 一 ダム等の建設促進に著しく功績のあった場合
- 二 ダム等工事の施工上著しく功績のあった場合
- 三 ダム等の周辺環境保全整備に著しく功績のあった場合
- 四 ダム等に関わる上下流交流に著しく功績のあった場合
- 五 ダム等工事の現場専門分野で著しく功績のあった場合

2. 前項各号のうち、永年に亘りダム等事業に関して特に著しい功績があった場合は、特別に表彰することができる。

(表 彰)

第 3 条 表彰は、毎年 1 回定期に行う。

2. 前項のほか、臨時に当協会の記念式典に際して表彰を行うことができる。
3. 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰候補者の推薦)

第 4 条 日本ダム協会は、毎年 1 回、ダム等の起業者及び当協会の会員に表彰候補者の推薦を依頼するものとする。

2. 前項の表彰候補者の推薦は、同項の推薦の依頼において定める様式により行うものとする。
3. 表彰候補者の推薦は、ダム等の建設事業の推進にあたって顕著な功績のあった個人又は団体の中から推薦を受けるものとする。

(表彰選考委員会)

第 5 条 表彰者の決定は、表彰選考委員会において行う。

2. 表彰選考委員会の委員は、5 名以内とし、日本ダム協会会長が委嘱する。
ただし、委員長は、委員の互選により選任する。
3. 委員の任期は、2 年とし再任は妨げない。ただし、任期の満了前に委員の交代があった場合、後任の委員の任期は、前任の委員の任期の満了する時までとする。
4. 表彰選考委員会は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

表彰事績基準表

区 分	表 彰 事 績 基 準
第 一 号 (用地関係)	用地問題の円満解決等、ダム等建設着工の促進に著しい功績のあった者で次のいずれかに該当する者。 ただし、1 及び 3 の場合における当該ダム等は、原則としてダム等完成時以降の場合とする。 1. 地元（関係地域を含む）関係の推進協力者 2. 起業者の用地責任者 3. 府県等の立場での推進協力者
第 二 号 (工事関係)	ダム等工事の施工などダム事業の推進に著しい功績のあった者。
第 三 号 (環境関係)	ダム等の環境保全に努め、ダム等周辺の美化等に著しい功績のあった者。
第 四 号 (上下流交流)	ダム等に関する上下流交流を図り、相互理解に功績のあった者。
第 五 号 (専門分野)	ダム等工事の現場専門分野でダム事業の推進に著しく功績のあった者で原則として次の場合に適合する者。 1. ダムの専門分野 一般土工・基礎処理・骨材製造 2. 個人経歴 イ. 年齢：55才以上 ロ. ダム現場従事期間：通算25年以上 3. 所属協力業者：当協会の会員であるダム施工業者の直属会社又は当協会の会員であって、ダム工事の協力会社をいう。

ダム建設功績者選考運用方針

(令和 3 年 7 月 15 日最終改正)

ダム建設功績者の選考にあたっては、規程の基準によるほか以下によるものとする。

1. 一般的なこと

(1) 被表彰者の数

被表彰者の数は、過去の実績を考慮して、概ね 35 ～ 40 名程度うち工事関係者は概ね 20 ～ 25 名程度とする。

(2) 工事関係者のバランス

起業者と施工業者の被表彰者の数は、バランスを失しないよう配慮する。

2. 個別的なこと

(1) 用地関係

イ. 地元関係者については、建設までに長期間を要した場合等、ダム等（ダム及び河口堰その他の水資源開発施設をいう。以下同じ。）の完成を待たずに表彰してもよい特別の事由を選考委員会で承認した場合には、ダム等完成以前であっても選考することができる。ただし本体工事発注以後とする。またダム等完成から 5 年以上経過した場合、選考から除く。

ロ. 用地職員については、ダム等現場における用地業務の推進に貢献があり、かつダム等現場での用地経験（以下「ダム等現場用地経験」という。）が 10 年以上あり、現在公職についていない者。

この場合においてダム等現場用地経験が 7 年以上ある者については、ダム等現場用地経験以外のダム等の用地業務に関わった経験をダム等現場用地経験に含めることができるものとする。

(2) 工事関係

イ. ダム等工事の施工上著しい功績のあった者で原則として次の各場合に適合する者。

1. ダム等の現場経験が 20 年以上ある場合

この場合においてダム等の現場経験が 15 年以上ある者については、次の経験をダム等の現場経験に含めることができるものとする。

a. ダム等の現場経験以外のダム等工事の施工に係る業務に従事した経験

b. 施工業者推薦の者の場合は、東日本大震災の復旧・復興工事などの請負工事費 100 億円以上の大規模土木工事における監理技術者又は主任技術者としての従事経験

2. 起業者推薦の者としては 60 才以上、施工業者推薦の者としては 55 才以上である場合。

3. 道府県の工事関係者の場合は、ダム等の現場経験が 10 年以上あり、かつダム等関連業務経験を含めた合計年数が、概ね 20 年近くある場合。

4. 起業者推薦の者については、公職についていない者。また施工業者推薦の者については正社員である者。

ロ. 原則として、以下に例示する地位以上の経験者は選考から除く。

1. 国交省、旧建設省：地整局、地建の局長・部長
2. 道府県関係者：土木担当部局長
3. (独)水機構、旧水公団関係者：理事・参与・支社長・支局長
4. 大手企業関係者：取締役・執行役員
5. その他大学教授等

(3) 環境関係

同じダム等で、過去に表彰されたものにおいては、前回との関連について推薦調書に明記すること。

(4) 上下流交流関係

イ. 活動主体

1. 受益地の団体が、ダム等所在地で交流事業等を行っていること。
2. ダム等所在地の団体等の事業活動に、受益地の団体が参加していること。
3. ダム等所在地の団体等が、特に受益地に働きかけ事業化した場合は、ダム等所在地団体等も受益地の団体と合せて表彰することも可。

ロ. 団体の規模

受益地の団体の規模は、少なくとも10人以上の団体であること。

ハ. 活動の継続期間

少なくとも、5年以上継続して活動していること。

ニ. 既表彰との関連

過去において、一般財団法人水源地環境センター、公益財団法人河川財団及び旧国土庁の上下流交流に関する表彰を受けていないこと。

(5) 専門分野関係

ダム等施工現場において、各専門分野で特に著しい功績のある場合は、その協力業者の職員を被表彰者とすることができる。

この場合の協力業者とは、当協会の会員たるダム等施工業者の直属会社又は当協会の会員であって、一般土工、基礎処理、骨材製造等のダム等工事の協力会社をいう。